

自動車の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第百五号

自動車の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

自動車の管理及び使用に関する規則（昭和四十三年五月奈良県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「事務所及び出先」を「センター及び出先」に改め、「教育委員会事務局の課」の下に「、室」を加え、「並びに労働委員会事務局」を「、労働委員会事務局並びに収用委員会事務局」に改め、同条第三項中「第七十四条の二第五項」を「第七十四条の三第五項」に改め、同条に次の二項を加える。

5 この規則において「集中管理車両」とは、管財課の保有する自動車のうち、主として課等（知事事務部局の本庁の課、室（うだ・アニマル・パーク振興室を除く。）及びセンター、教育委員会事務局の課、室及び事務所、議会事務局の課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局並びに収用委員会事務局に限る。次項並びに次条第三項及び第四項において同じ。）の使用に供するためのものをいう。

6 この規則において「公用車」とは、課等の保有する自動車のうち、課等の使用に供するためのものをいう。

第三条第一項中「の自動車」の下に「（集中管理車両及び公用車を除く。次項において同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

3 課等の職員は、集中管理車両を使用しようとするときは、公用車及び府内会議室予約・管理システム（電子計算機を利用して配車手続及び会議室の使用の予約を行うためのシステムをいう。以下同じ。）により、管財課長の承認を受けなければならない。

4 課等の職員は、公用車を使用しようとするときは、公用車及び府内会議室予約・管理システムにより使用の承認を受けなければならない。この場合において、管財課長の承認をもつて当該公用車に係る保有課等の長の承認とみなす。

第八条第二項を削る。

## 附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。